

募集対象

<小売業部門>

- ・専門食料品小売業（生鮮食品、加工食品及び花き）
- ・総合食料品小売業

<組合・商店街等共同活動部門>

食品流通の効率化、環境対策、地域活性化等のために共同事業に取り組んでいる組合など。

>>小売業部門応募資格

①法人または個人が経営する独立店舗であること。			
②営業許認可又は販売の届出が必要な業種にあつては、当該許認可及び販売届出の手続をとっていること。			
③対面販売をしている小売業の実店舗があること。			
④従業員数がおおむね50人以下であること。 ※パート・アルバイトは8時間で1人とする。			
⑤審査に当たっては、実店舗における対面販売を基本とし、その他の販売形態については対面販売をどのように補完する形で活用されているか考慮する。この場合、下記表の< B >の売上有る場合は、< A >に伴う効果とみなし、< B >の業態のノウハウは審査対象としない。			
<table border="1"><tr><td rowspan="2">決算書の売上高全体において</td><td>< A >小売と見なすもの = 審査対象とするもの ・対面販売（実店舗に限る、必須） ・通信販売 ・催事販売 ・移動販売 ・宅配 ・業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている）</td></tr><tr><td>< B >小売と見なさないもの = 審査対象としないもの ・小売店に併設する飲食店 ・イートインコーナーにおけるドリンク等のメニュー ・併設している小売店と関連のない製造業、卸売業 ・百貨店やスーパー、道の駅に販売を委託しているもの（ただし自店員常勤の場合は支店扱いとするため除く） ・農業、漁業、不動産、燃料、宿泊施設の売上 ・自社商品、仕入商品問わず食料品以外の売上（ただし総合食料品店や< A >とのコラボ商品等は除く）</td></tr></table>	決算書の売上高全体において	< A >小売と見なすもの = 審査対象とするもの ・対面販売（実店舗に限る、必須） ・通信販売 ・催事販売 ・移動販売 ・宅配 ・業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている）	< B >小売と見なさないもの = 審査対象としないもの ・小売店に併設する飲食店 ・イートインコーナーにおけるドリンク等のメニュー ・併設している小売店と関連のない製造業、卸売業 ・百貨店やスーパー、道の駅に販売を委託しているもの（ただし自店員常勤の場合は支店扱いとするため除く） ・農業、漁業、不動産、燃料、宿泊施設の売上 ・自社商品、仕入商品問わず食料品以外の売上（ただし総合食料品店や< A >とのコラボ商品等は除く）
決算書の売上高全体において		< A >小売と見なすもの = 審査対象とするもの ・対面販売（実店舗に限る、必須） ・通信販売 ・催事販売 ・移動販売 ・宅配 ・業務用おさめ（近隣の飲食店、宿泊施設、学校、病院などへ食材としておさめている）	
	< B >小売と見なさないもの = 審査対象としないもの ・小売店に併設する飲食店 ・イートインコーナーにおけるドリンク等のメニュー ・併設している小売店と関連のない製造業、卸売業 ・百貨店やスーパー、道の駅に販売を委託しているもの（ただし自店員常勤の場合は支店扱いとするため除く） ・農業、漁業、不動産、燃料、宿泊施設の売上 ・自社商品、仕入商品問わず食料品以外の売上（ただし総合食料品店や< A >とのコラボ商品等は除く）		
⑥フランチャイズチェーンまたはボランタリーチェーンに加盟していないこと。 ※ただし、チェーン本部からノウハウ指導を受けていない場合は応募資格があります。			
⑦営業経歴が2年以上であること。			
⑧当表彰への再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。その他の賞受賞の場合は2年以上経過していること。			
⑨過去3年間に食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器包装リサイクル法等）で行政的処分を受けていないこと。また、過去3年間に刑事罰に処せられていないこと。 ※上記違反が判明した場合は、審査経過中又は受賞決定後であっても資格を取り消します。			

>>組合・商店街等共同活動部門応募資格

①運営組織が関係法令に基づき組織化された協同組合又は定款・構成員名簿・収支予算書等を備えているグループ等であること。
②運営組織設立2年以上経過していること。
③運営組織の構成店が3店以上で構成されていること。
④構成店の中に『小売業部門応募資格』に該当する食料品を扱う店舗があること。
⑤当表彰への再応募の場合は、当表彰における農林水産大臣賞の受賞経験がないこと。その他の賞受賞の場合は2年以上経過していること。
⑥過去3年間に食品関係法令（食品衛生法・JAS法・容器包装リサイクル法等）で行政的処分を受けていないこと。また、過去3年間に刑事罰に処せられていないこと。 ※上記違反が判明した場合は、審査経過中又は受賞決定後であっても資格を取り消します。

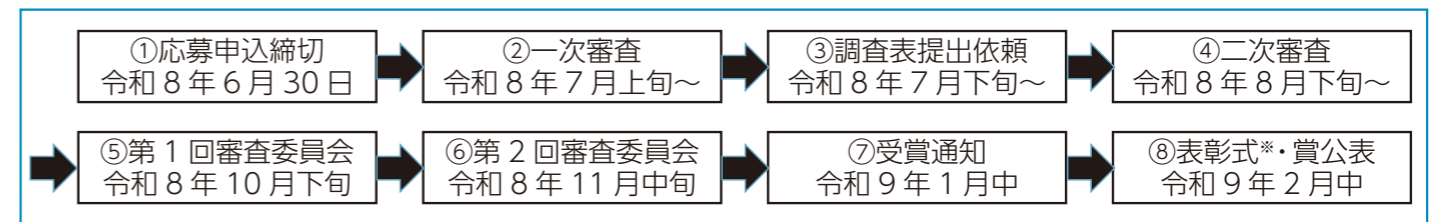
審査方法

- ・応募申込書による一次審査に合格した店舗等には、二次審査書類（調査表）を提出していただきます。
- ・二次審査書類（調査表）を元に書面審査を行い、審査委員会にて選考をします。
- ・必要に応じて現地訪問調査を行う場合があります。

審査の視点

- ・店舗設備の工夫、販売促進の手法、人材教育の取組、コストの削減策などの経営ノウハウを次の基準で審査します。
 1. 業績向上に貢献しているか。
 2. 独創性に富み、仕組みとして確立されているか。
 3. 広く普及できるビジネスモデルであるか。
- ・小売業部門の、小売の複合的な経営形態の場合は、各店舗の関連性、一体性、統合性を考慮します。

スケジュール（予定）



※表彰式で主催者が撮影した写真は当機構HP、機関誌等に掲載される場合があります。また参加店舗が自社の広報活動として式典の様子をSNS等に掲載する場合があります。

応募方法および問い合わせ先

応募の際は、原則当機構ホームページの優良経営食料品小売店等表彰事業のページにある応募申込書（word形式）に入力のうえ、募集期間中に下記アドレスあてにお送り下さい。

また裏面の応募申込書に記入して応募する場合もPDF形式に変換のうえお送り下さい。

受信トラブル防止のため事前に電話でのご一報をお願いいたします。

■小売業部門 <ul style="list-style-type: none">・応募申込書（小売業部門）・写真2種類（店舗正面全景、店内）・決算書2期分（貸借対照表、損益計算書、販売管理費及び一般管理費内訳、製造原価報告書、損益処分計算書の内、該当するもの）	■組合・商店街等共同活動部門 <ul style="list-style-type: none">・応募申込書（組合商店街等部門）・写真2種類（商店街、イベント風景等）・事業計画書及び収支予算書2期分・組合等の定款または組合規約・構成員名簿
--	---

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構 業務部 担当 篠塚

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F

TEL 03-5809-2175 FAX 03-5809-2183 e-mail kouriten@ofsi.or.jp

公益財団法人 食品等持続的供給推進機構の紹介

「食料システム法」に基づき、食品等の持続的な供給を民間サイドから推進する団体として、農林水産大臣の指定を受け、幅広い視野に立って、食品等のサプライチェーンにおいて事業活動を展開している食品等事業者を支援する各種の事業を推進しています。